

平成30年5月11日

株主各位

大阪府堺市西区築港新町3丁19番2

株式会社 堀田ハガネ

代表取締役 堀田 靖

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年5月9日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成30年5月28日開催予定の第60回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業の目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性及び周知性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の処置を定めるものであります。
- (3) 株券の発行については、会社法では株券の不発行を原則とすると変更になっていますので、株券の不発行へ変更します。
- (4) 定時株主総会の開催通知を事業年度終了末日から60日としていたものを90日に会社法第296条条文の一般的な期日に変更します。
但し基本的には、2ヶ月以内に株主総会を開催します。
これは、やむを得ない事由の発生に備えるためのものです。
- (5) 監査役の監査の範囲を明確にするため、会計に関するものに限りの監査とすると条文を追加します。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成30年5月28日(月)

定款変更の効力発生予定日 平成30年5月28日(月)